狛江市長

高 橋 都 彦 様

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会答申 (新たな市民参加手続きの検討について)

平成25年4月30日付け狛企政発第100051号にて狛江市長より諮問のあった「市民参加と市民協働の推進の検討と改善」について、当審議会において検討を重ねた結果、別紙のとおり答申としてまとめましたので、報告いたします。

平成 25 年 11 月 11 日

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

会	長	石	田	寿	彦
副会	会長	飯	田	_	昭
委	員	和	泉		望
委	員	内	海	貴	美
委	員	江	尻	京	子
委	員	大	塚	隆	人
委	員	椎	野	修	亚
委	員	鈴	木	達	雄
委	員	<u>파</u>		美	和
委	員	羽田野		英	博
委	員	松	﨑		茂
委	員	松	崎		学
委	員	松	本	和	美
委	員	宮	谷	敏	江
委	員	保	井	美	樹

新たな市民参加手続きの検討について

【現状と課題】

狛江市では「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」(以下「基本条例」という。) 第5条第1項において、市の実施機関に対し、次に掲げる行政活動を行う際の市民参加手続きの実 施を義務付けている。

<基本条例第5条第1項各号>

- (1)市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
- (2)市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限すること を内容とする条例の制定又は改廃
- (3)広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4)市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針又はそれらの変更

また、実施する市民参加手続きの方法については、基本条例により「審議会等」、「パブリックコメント」、「公聴会」、「その他の市民参加手続き(説明会、ワークショップ、フォーラム、シンポジウムなど)」が規定されているほか、「狛江市の市民参加と市民協働の推進指針 II ーA(6)及び(7)」に挙げられている「市長への手紙」、「市長と語る会」、「アンケート調査・ヒアリング調査」などがあり、市の各所管部署が、最も効果的かつ適切と考える方法を実施している。

一方、市民参加手続きの実施にあたっては、審議会等における公募市民委員の応募件数の少なさ、パブリックコメントの提出意見数や市民説明会の出席人数の低迷に加えて、参加する市民の高齢化や10代~50代の若年・現役世代の低調な参加状況などから、結果として参加市民の固定化や、市民参加が市民の限られた範囲でしか実施されていないのではないか、という問題が指摘されている。

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会(以下「参加と協働審議会」という。)では、基本条例第30条第2項第2号に基づき「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価」を毎年実施しており、今年度の答申では、市民参加の推進について2点の提言を行っている。

提言の1点目は、過去のアンケート結果から判断して市民参加の向上に資すると思われる公募市 民委員募集時の無作為抽出制度の積極的な活用、そして2点目として幅広い市民の意見を求める手 段として市民モニター制度など他の自治体でも採用されている制度を参考に新たな制度の導入、を 挙げている。

こうした状況を踏まえ、本答申では基本条例第30条第2項第3号に基づく「市民参加と市民協働の推進の検討と改善」として、新たな市民参加手続きの検討について答申するものである。

【新たな市民参加手続きの検討~市民モニター制度の導入について~】

市民モニター制度とは、以下のような制度である。

<市民モニター制度>

市政の課題や市民生活に関係の深い事柄について、あらかじめ市に登録した市民に対しアンケート等を実施し、市民意見や意向をより迅速に把握し、市政運営に反映させる制度。インターネットを利用した「インターネットモニター」が主流であるが、紙媒体(郵送、FAX)で情報収集する例もある。

参加と協働審議会では、他の自治体で採用されている市民モニター制度ついて、運用上の違いなども含めて比較を行い状況の把握を行った。制度導入にあたり考慮すべきポイントとしては、以下の3点が挙げられる。

<市民モニター制度導入にあたり考慮すべきポイント>

■モニター媒体の選択

登録者への情報提供やアンケート調査等については、Eメールを介した電子媒体での対応が一般的であるが、一部でFAXや郵送などの紙媒体で対応している事例が見られた。

■協力者に対する謝礼等の有無

アンケート協力者への謝礼等として、現金や金券の給付、或いは、公共施設使用時に特典が受けられる自治体ポイントシステムのポイントを付与する事例などが見られた。

■モニター制度に係るシステム導入の有無

登録者のメールアドレスを個別に管理する方法のほかに、登録者管理やメール配信、アンケート実施に関するシステムを導入し、より効率的に実施している事例が見られた。

【おわりに】

参加と協働審議会が毎年実施している「公募市民委員に対するアンケート」では、「審議内容の 充実度」や「審議会の進め方」、「会議での発言機会」、「参加して良かったか」などの問いに対して 肯定的な回答の割合が高く推移してきた。こうした結果は、これまでの狛江市の市民参加手続きの 成果の一つであるが、今後、市民参加を一層推進させるためには、10代~50代の若年・現役世 代の市民参加の促進や、参加市民の固定化解消といった課題の解決に取り組み、市民参加の裾野を 拡大していかなければならない。

参加と協働審議会で検討した「市民モニター制度」も、新規導入に向けてどの方法が最適であるかは一概に言えるものではない。しかし、導入による何らかの効果が期待できるため、狛江市においては、まずは同制度を導入し、試行錯誤しながら制度の定着に努めていただきたい。また、制度の導入にあたっては、システム構築などで多額の費用と時間をかけるのではなく、狛江市の身の丈にあった早期導入となるよう考慮していただきたい。

これまでの市民参加は、あらかじめ市政への関心や問題意識を持った市民が自主的に参加するケースが中心であったが、今後は、行政がより一層前向きに取組むことによって市民参加促進の契機となり、延いては市政への関心や問題意識を持つ市民が増えることを願って「新たな市民参加手続きの検討について」の答申としたい。

以上